

平成25年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

平成25年9月6日（金曜日）

議事日程第3号

平成25年9月6日（金曜日）午前9時30分開会

第1．一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 26番 佐藤 譲 司 議員

第2．提出議案に対する質疑

第3．追加提出議案の説明並びに質疑

議案第172号及び議案第173号 2件

第4．決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任

第5．提出議案・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（29人）

1番 渡 部 功	2番 伊 藤 岩 夫	3番 佐々木 隆 一
4番 作佐部 直	6番 高 野 吉 孝	7番 湊 貴 信
8番 渡 部 聖 一	9番 若 林 徹	10番 高 橋 和 子
11番 堀 友 子	12番 佐 藤 勇	13番 今 野 晃 治
14番 今 野 英 元	15番 渡 部 専 一	16番 大 関 嘉 一
17番 長 沼 久 利	18番 高 橋 信 雄	19番 佐 藤 賢 一
20番 鈴 木 和 夫	21番 井 島 市太郎	22番 齋 藤 作 圓
23番 佐々木 勝 二	24番 本 間 明	25番 佐々木 慶 治
26番 佐 藤 譲 司	27番 伊 藤 順 男	28番 土 田 与七郎
29番 村 上 亨	30番 三 浦 秀 雄	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	長谷部 誠	副 市 長	藤 原 由美子
副 市 長	石 川 裕	教 育 長	佐々田 亨 三
企 業 管 理 者	藤 原 秀 一	総 務 部 長	阿 部 太津夫
企画調整部長	伊 藤 篤	市民福祉部長	大 庭 司
農林水産部長	三 浦 徳 久	商工観光部長	渡 部 進
建 設 部 長	木 内 正 勝	岩城総合支所長	渡 部 昭
由利総合支所長	庄 司 昭 一	東由利総合支所長	佐々木 喜 隆

鳥海総合支所長	高 橋 建	教 育 次 長	佐 藤 一 喜
消 防 長	佐々木 輝 一	総務部危機管理監	遠 藤 正 彦
市 民 福 祉 部	太 田 晃		
医師確保対策監			

議会事務局職員出席者

局 長	三 浦 清 久	次 長	高 橋 知 哉
書 記	佐々木 紀 孝	書 記	小 松 和 美
書 記	佐々木 健 児	書 記	今 野 信 幸

午前 9時30分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は29名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。

このたび議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

○議長（渡部功君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

26番佐藤譲司君の発言を許します。26番佐藤譲司君。

【26番（佐藤譲司君）登壇】

○26番（佐藤譲司君） おはようございます。会派創風の佐藤譲司であります。会派を代表して、通告に従い質問をいたします。

私たちとしては、最後の議会となります。そして最後の一般質問者でございます。佐藤譲司が大トリを務めさせていただきます。また、反問権など行使されないように丁寧な質問をいたします。よろしくお願いします。

大項目1、由利本荘市の地域医療計画について伺います。

当市には、市営病院はなく、基幹中核病院の由利組合総合病院、本荘第一病院、佐藤病院や多くの開業医のもと、地域の健康を守ることを第一の理念として、由利本荘市民8万4,000人の命が守られてきました。

そのうちの140余名から成る医療業務の専門家集団が由利本荘医師会であり、経営する由利本荘医師会病院、由利本荘看護学校、在宅介護関連と健康センター医師会せんがり施設が開設されております。MRI、CTなどの高額医療機器の共同利用や、検体センターとして今後の医療の進歩や地域の医師不足、偏在等に対応すべく、医療連携ネットワークの構築に努めておるようです。

しかしながら、現在の医療を取り巻く環境は非常に厳しく、大変難しいものがあると伺っております。

市では、（１）地域医療・住民の健康増進・保健活動等についてどう考えているか、また、（２）各医療機関への支援は考えているかについて伺います。

次に、（３）鳥海診療所について。

現在、鳥海地域には鳥海診療所、直根診療所、笹子診療所、また百宅１カ所、笹子２カ所の巡回診療所を開設しております。市営の医療機関は鳥海地域にしか存在せず、他地域から見れば非常に充実しており、感謝しております。きのうの質問にもありましたが、均衡という表現を用いるとすれば、少しバランスを欠いているかもしれません。

また、24時間対応の在宅支援診療所加賀医院と、鳥海地域元気な歯っこ協議会のイメージソングを作詞しました石田千春先生のいしだ歯科診療所があり、地域の方も心強く、かかりつけ医として大変頼りにしております。

鳥海診療所は、入院にも対応できる有床診療所として、地域医療の中で大きな役割を果たしてきました。全国でも自治体経営の有床診療所は年々減り続け、県では当診療所だけであります。また東北にも当診療所だけではないかとも言われております。

入院病床がなくなれば、地域医療低下を懸念する声も聞かれますが、入院病床がないのは西目地域、大内地域、東由利地域、由利地域、矢島地域も同じことで、地域医療低下は考えられません。また由利本荘市、にかほ市遠距離救急車搬送時間も、鳥海地域の笹子からと大内地域滝地区、東由利地域境地区と比較しても数分と変わりません。にかほ市小砂川地域とほぼ同程度であります。

平成20年から25年の鳥海診療所への救急患者搬送件数は25件であります。重症件数は14件、残念ながら５人の方は亡くなっております。

市では、診療所医師確保に当たり数名の医師と接触し、市長みずからが面談したり、当診療所までおいでいただいた医師もおったと聞いておりますが、実現までには至らなかったと伺っております。

昨日の答弁でもありましたように、多くの医療関係者や医療機関と相談し助言をいただき、有床診療所では難しいものがあると指導されたとも聞いております。

このような現状を丁寧に地域住民に説明しないまま、入院病床休止を決定しても、地域住民の理解は難しかったものと思われまます。

①医師確保のこれまでの取り組みは。

きのうも丁寧に市長が説明してりましたが、いま一度説明をお願いしたい。直根、笹子地区は難視聴の関係から、ほぼ100%ゆりほんテレビに加入されております。こういう機会に市長が説明することは絶好の機会でもあり、大きな意味があると思います。

②医療設備の使用状況はどうなっているか。

鳥海診療所の常勤医師募集要項によれば、全身用CT、X線レントゲンTVシステム、電子内視鏡システム、気管支ビデオスコープ、半導体レーザー治療器が整備されております。また鳥海地域では、平成13年度から18年度にかけて、３人でありました呼吸器機能障害者が35人と急増しております。ちなみに本荘地域は45人でありまます。その他の地域は４人から７人前後であります。あわせて人工呼吸器の台数と人口呼吸器等の使用頻度を伺います。

③医師や看護師の激務の軽減に努めるべきではないか。

鳥海診療所の常勤医師募集要項によれば、外来診療受け付け時間が午前8時30分から11時30分で、外来患者数が60人から70人ほどであります。1人2分から3分程度の診察時間と思われます。午後1時30分からは往診や特別養護老人ホーム等の定期訪問、入院病棟の検診、当直と、すさまじい激務のようであります。

医師や看護師の当直からの解放、家族とゆったり過ごす時間の確保、仕事と育児の両立等が求められております。医師や看護師の激務の軽減について市の考えを伺います。

④診療所は、地域医療連携としての役割分担に努めるべきではないか。

高度な医療設備や専門性の技術を持った基幹病院と地域のかかりつけ医が役割を分担し、お互いの長所を生かして連携相談しながら、患者さんの病状に応じた適切な医療を提供することが求められております。鳥海診療所を今後どのように活用すべきか伺いたい。

⑤医師確保の決意と今後の見通しはどうなっているか。

医師確保対策や地域医療の維持に力を入れるためとして、昨日の説明でも医師確保対策監及び1名の担当職員の配置や、6人程度で医師確保特命チームの設置などの説明を受けました。市ではこれまでもホームページの募集や医師募集情報サイトの登録など、いろいろな機会を捉え募集していることは承知しておりますが、あきた医師総合支援センターの登録や当市で委嘱している大使の協力なども活用し、医師確保に全力で頑張りたい。いま一度、医師確保の決意と今後の見通しを伺います。

大項目の2です。鳥海山の保護と活用について伺います。

ことしの鳥海山の雪消えはおそく、まだ多くの残雪が残っております。私たちが子供のころには、学校の行き帰りに、鳥海山のあの雪が全部消えれば借金を返さなくてもいいんだよな、などとたわいもないことを話しながら学校に通ったことを思い出します。裏を返せば、当時ほどの家庭も生活が苦しかったのかなと感じます。鳥海山にはいろいろな意味で深い思い出があり、山を見るたびに何となく心が落ちつきます。

8月22日の魁新聞「駐在だより」に、観光振興は魔法の言葉と掲載されておりました。さまざまな事業に取り組んではみたが、思うような結果が出なかったり、経済効果がなかったなどの検証がなかったり、単発事業の来場者を気にしてみたり、実際には効果が薄いにもかかわらず成果を上げたところと錯覚させるところが魔法ではないかと結んでおります。

最近では、法体の滝での「釣りキチ三平」の映画撮影、韓国ドラマ「アイリス2」の撮影補助等がありましたが、その後の観光活用、事業効果などの検証の声も聞こえてきません。

事業を計画した担当者責めるつもりは毛頭ありません。むしろ事業の予算を可決した議会にも大きな責任があり、今回の決算議会では活発な意見も期待しております。

初めに、(1)祓川山荘の活用について。

大きなリュックを背負い、駒の王子から祓川のとんがり屋根の祓川ヒュッテを目指したのが懐かしく思い出されます。現在の祓川山荘は昭和52年に改築され、その後、昭和59年には裏側建物が増築され、休憩室、宿泊室、トイレ、炊事場などが整備され、登山者を中心とした簡易宿泊施設や遭難時の避難小屋として多くの登山者に利用されてお

ます。県の委託を受けて市で管理しておりますが、祓川山荘の管理体制は市の臨時職員の日がわり勤務で、鳥海山の知識は乏しいように伺います。

これまで、多くの山岳関係者に祓川山荘についてお話を聞く機会がありましたが、昔のように高校生のアルバイトを活用した食事の提供、売店等の要望や民間施設の旭小屋の活用の話は聞かれますが、山荘の建てかえ要望は聞こえてきません。また現在は花立クリーンハイツも休業のようです。鳥海山観光を推進するに当たり、現状はまことに寂しい限りであります。市では祓川山荘のどのような活用を考えて県に建てかえの要望をしたのかを伺います。

（２）登山道整備はどうなっているのか。

昔と違い、今は曜日に関係なく、好天日には中高年の登山者、特に女性の方が多く見られるようになります。各ポイントや水場等の案内標識や簡易的な休憩場所の確保、お花畑の進入禁止等の整備状況がどうなっているか伺います。

（３）七ツ釜避難小屋の建てかえを考えるべきではないか。

本市には、灌木帯の矢島登山口、奇形ダケカンバ帯の猿倉登山口、ブナの森林浴を楽しみながら登る百宅登山口と、それぞれの特色ある３つの登り口があります。

猿倉口と矢島口とが合流する標高1,560メートル地点にあるのが七ツ釜避難小屋であります。七ツ釜避難小屋は、鳥海山８合目の県境に位置し、収容人数15名、これまでも多くの登山者に愛されてきました。

しかし、最近の登山ブームに乗って、鳥海山でも多くの山ガールが見られるようになりました。かつてはニッカーボッカーズ着用が定番でもあったが、最近、山スカートが見られるようになり、服装もカラフルになっております。

残念なことに、七ツ釜避難小屋にはトイレが設置されておらず、山ガールのみならず多くの登山者が苦勞しております。また地形上の問題からか、冬期間は避難小屋の入り口に雪が吹き込みそれが氷と化して避難小屋を利用することが困難です。利用者の要望に応える意味でも、七ツ釜避難小屋の建てかえ等整備を進めるべきではないでしょうか。

（４）市道・林道等の整備について。

鳥海山観光振興を語るとき欠かすことができないのは道路整備です。ホテルフォレスト鳥海にも、毎日のように県内外からの観光地めぐりの大型バスが入ってきております。にかほ市の中島台レクリエーションの森には、何台もの大型バスが駐車しております。

県道の整備がおくれ、多くの観光客はほかに流れていきます。市でも毎年のように県道の拡幅要望をお願いしているのは承知しておりますが、県では交通量や優先度を理由に改良が進まないのが現状です。

矢島地域協議会まちづくり検討委員会では、市道駒の王子祓川線及び湯ノ沢線の局部改良調査をし、危険箇所５カ所を優先順位をつけて改良要望しております。まず市道を改良し、県に本市の観光振興に対する意気込みを示すべきではないでしょうか。また百宅から大清水を経由して山形県に通ずる林道も手代で通行どめになっており、百宅口からの登山はできないようです。仮設道路など早急な整備をお願いします。

（５）遭難対策について。

県の平成24年の遭難事故発生件数は89件で死亡は14人、行方不明は５人、負傷は28人、無事救出は56人。この傾向は21年から同じような件数で続いております。発生日５、６

月のタケノコとりの時期と、8、9、10月のキノコとりシーズンに集中しております。

本市での24年の山岳遭難事故件数は8件あり、4人の方は無事救出されましたが、1人の方は負傷、残念なことに3人の方は亡くなっております。しかし遭難事故件数8件の内訳は、6件が本市以外の地域の方であります。

また、近年、冬山の遭難も発生し、この数年の間に登山者、スキーヤー、ことしの正月にはスノーモービルの遭難と、立て続けに発生しております。

冬の遭難は、搜索範囲が広範にわたり、冬の地形に熟知が不可欠です。鳥海山は独立峰であり、天気の良い日は頂上を目指して登ればよいですが、下りはそうはいきません。扇のように裾広がりて無数の沢々が点在し、沢を1本間違えばとんでもないところに向かってしまいます。加えて霧の発生、吹雪で見通しがきかないなど気象の激変が遭難の原因であります。遭難発生から現場に向かうには、対策本部、例えば鳥海猿倉から徒歩で何時間もの時間を要します。

市の山岳救助隊の備品を見るに、GPSが3台、衛星携帯電話が1台、かんじきが4組、スノーシュー3組、そして鳥海総合支所にある雪上車1台と大変心細い限りであり、現在は民間の機材に頼っている現状です。冬の遭難救助や搜索には機動力が不可欠であり、遭難救助の機材整備を進めるべきではないでしょうか。

正月のスノーモービル搜索救助に向かう途中、市の雪上車は途中で故障して動けなくなりました。購入してから20年以上経過し、経年劣化や部品の調達も難しくなっていると聞いております。補助金等を活用し、更新も考えるべきではないでしょうか。

次に、低地での遭難救助について伺います。

そのたびに搜索に駆り出されるのは地元の消防団であります。消防署や市役所職員は職務であり、それなりの手当て等も出ているのですが、消防団員の過酷な現状を少しでも考えたことはあるのでしょうか。

消防団の実態として、現場午前7時集合ともなれば家族の方は4時起床、朝食や弁当の支度、団員も自前の雨合羽など装備を整え、自家用車で現場に向かいます。また各地域消防団では団員の確保にも大変苦勞をしている現状を消防署でも承知のことと思います。真剣に消防団員の負担軽減に努めるべきではないでしょうか。例えば火災や災害時の出動と山岳遭難救助の出動を切り離し、新たな条例等をつくり、遭難者からも搜索にかかった経費を求めているかがでしょうか。

事例として、東成瀬村では、山菜とりなどでの遭難事故などの搜索及び救助活動を迅速かつ円滑に行うため、遭難者に搜索救助活動の費用の負担を求めるための東成瀬村遭難搜索救助隊設置条例を制定しております。

長野県野沢温泉村では、スキーヤーの注意義務などを定めるスキー場安全条例をつくり、スキー禁止区域での救助費の負担など、スキーヤーの自己責任を求めています。

北海道喜茂別町では、山菜採り等遭難事故防止対策要綱により、搜索救助活動の要請をした家族等に対し、搜索救助活動に要した費用を御負担いただいているようです。入山者にも応分の負担を求めることにより、事故の軽減につながるものと考えます。

(6) 鳥海山噴火対策について。

今から39年前、昭和49年3月1日に鳥海山が突然噴火しました。約150年ぶりの噴火です。噴煙がたなびき、雪に降灰の筋ができ、驚いた記憶があります。その年は豪雪で、

直根から徒歩で鳥海山に向かいました。百宅では電柱の頭に登山靴を上げて靴ひもを結びました。それぐらい豪雪の年でありました。

外輪山から見おろすと、噴火口より吹き出た泥流が残雪の上に苗代のようにゆらゆら揺れております。火山灰や泥流は高山植物に多大の被害を与えました。河川の魚類は死滅し、鳥海山頂上には硫黄のにおいが漂い、回復までに数年の時間を要しました。

国内には110の活火山があり、気象庁が24時間体制で監視している要注意の山の中に鳥海山も入っております。鳥海山は過去何度も噴火しており、市では鳥海山火山防災にどのように取り組むのかお聞かせください。

最後に、鳥海山の保護と規制について少しお話ししたいと思います。

ことしの正月のスノーモービル遭難事故では大変な騒ぎになりました。スノーモービルの乗り入れ規制等も話題になりました。

鳥海地域のスノーモービルの愛好者が、県の指導のもと、鳥海スノーモービル協会を設立したのは平成15年であります。鳥海山の自然と環境保全が目的でありました。森吉山、月山など乗り入れ禁止区域が広がり、鳥海山へモビラーが流れてきた時期でもあります。

県生活環境文化部自然保護課と幾度も協議を重ね、乗り入れ時期、乗り入れ場所、環境保全と安全走行のマナーの遵守、遭難救助への積極的な参加協力、雪解け後の清掃活動など自主規制を策定しました。

鳥海国定公園は、鳥海山を中心とする秋田県及び山形県の2県にまたがる公園であり、昭和38年7月24日に指定されました。昭和46年6月に部分的な区域の変更が行われたものの、指定から50年余りが経過した現在も全般的な見直しは行われていません。

鳥海山の外輪周辺は、鳥海山大物忌神社の所有であります。そして特別保護地区に指定されており、スノーモービル等の乗り入れは禁止され、また法的な罰則もあります。8合目から上部は山形県であり、第一種特別地域に指定されており、イヌワシ保護も含めて、山形県では乗り入れ自主規制を行っております。秋田県側祓川周辺も第一種特別地域に指定されており、特別保護地区に準じて保護される地区と指定されております。

鳥海スノーモービル協会では、8合目から上部、祓川周辺にはスノーモービルの乗り入れを禁止して自主規制をつくり、現在もかたく守っております。

県外からのモビラーへの周知のため、自主規制看板設置やチラシ等の配付を行い、協力も呼びかけております。冬山の登山の安全確保のため、矢島口では矢島山岳会が、猿倉口では鳥海スノーモービル協会が、安全標識や赤旗等の設置を毎年行っております。

鳥海山開発の意見も時々聞かれます。自然環境の保全上、標高1,200メートルの祓川以上は、車道、索道建設を認めない。開発行為は標高600メートル以下の地域で必要性の認められるものに限り許容するという取り決めが、鳥海山開発に関する基本方針として、昭和48年に秋田県と山形県が申し合わせ事項として取り決めておるようであります。

以上で質問を終わります。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、佐藤譲司議員の御質問にお答えいたします。

1、由利本荘市の地域医療計画について、（１）地域医療・住民の健康増進・保健活動等についてどう考えているか、についてお答えいたします。

本市には、由利組合総合病院、本荘第一病院、佐藤病院の３つの中核病院があり、救急医療や専門分野での治療を、また約70の開業医や診療所においては地域のかかりつけ医としての機能を担っていただき、相互に連携しながら市民の健康管理に努めていただいております。

本市では、健康由利本荘２１計画を平成21年３月に策定しており、社会環境などの急激な変化に対応した健康増進事業や保健活動を推進しております。

また、医療につきましては、にかほ市と医療圏を共有していることから、県由利本荘保健所が中心となって平成25年３月に策定した地域医療連携計画に基づき、「いつでもどこでも受けられる医療体制づくり」を目標に、診療所や中核病院の機能を連携した医療体制づくりを進めております。

しかし、「いつでもどこでも受けられる医療体制づくり」とした目標に対し、中山間地域においては、地域に長年貢献していただいていた開業医が、高齢により診療を取りやめる例が見られてきました。

市といたしましては、こうしたことから、近い将来、各地域におけるかかりつけ医の確保が重要な課題になってくると考え、９月１日付で医師確保対策監を任命し、特命チームを設置したところであり、今後はこの特命チームを核として地域の医療体制の確保に努めてまいります。

次に（２）各医療機関への支援は考えているか、についてお答えいたします。

現在、市が行っている医療機関への支援は、由利組合総合病院に対する運営費の補助、再来受診受付システムの構築、また分娩手当の規定を持つ由利組合総合病院、佐々木産婦人科医院への産科医等確保支援、そのほか市内の２次救急医療機関である由利組合総合病院、本荘第一病院、佐藤病院への病院群輪番制病院運営事業費などであります。

本市における公的医療機関であります由利組合総合病院には、高度な専門医療や難病治療を初め、救急医療の役割を担っていただいております、医師不足を初め医療を取り巻く環境が厳しい中、市民が安心して受診、治療できる総合病院を守るため、財政支援を実施してきております。

これまで、他の医療機関からの要請はありませんでしたが、今後とも公的医療機関への支援を基本とし、これ以外の医療機関から支援要請があった場合には、支援の可否を含め具体的な内容や方策などについて検討してまいります。

次に、（３）鳥海診療所について、①医師確保のこれまでの取り組みは、についてお答えいたします。

昨日、渡部聖一議員にもお答えいたしました。網島医師が平成25年３月末日に70歳をもって定年を迎えるに当たり、市では約３年前の平成23年２月から後任医師確保のため、県医務薬事課を初め県医師会、由利本荘医師会、秋田大学附属病院、由利組合総合病院、秋田赤十字病院、市立秋田総合病院、山形県日本海総合病院などに協力を依頼するとともに、専門誌や市のホームページに募集要項を掲載しながら、広く全国に募集してまいりました。

また、ことしの２月には、私みずから全国自治体病院協議会に医師の紹介をお願いし、

情報収集に努めてきたところであります。

こうした取り組みの中で、平成24年3月に京都府在住の医師から応募があり、8月には鳥海診療所へ足を運んでいただき、面談の上、私から赴任についてお願いいたしましたが、残念ながら入院病床を抱えた勤務体制や業務量が多いなどの理由から、承諾を得ることはできませんでした。

また、去る8月8日には、長野県在住の医師から申し込みがあり、8月12日に私が上京して直接赴任について懇願いたしました。業務量や地理的な事情により、承諾を得るには至りませんでした。

綱島医師の定年退職を前に、3年にわたり現在の有床体制のまま診療所が維持できるよう後任の医師確保に努めてまいりましたが、大変厳しい状況であります。

由利組合総合病院を初め関係各機関からは、医師が24時間拘束される現在の有床体制では、後任医師の確保は難しいとの助言をいただいております。後任医師確保の可能性につながるのであれば入院病床をやめざるを得ないと判断し、6月議会の教育民生常任委員会での説明を経て、7月には地域住民への説明会を開催いたしました。

その説明に当たっては、鳥海診療所のあり方について庁内で検討を重ね、また関係機関からの助言もあり、入院病床の廃止ではなく、緊急時には対応可能な無床化であれば一時入院も可能との判断から、無床化で地元説明を行ったところであります。

設置管理者といたしましては、後任医師の確保を優先しなければ、将来にわたって安定的に診療所を維持、継続していくことが困難になるのではないかと危惧しており、鳥海診療所を含めた地域医療を守るためには、医師の確保が最優先事項であると考えております。

今後も、あらゆる機会を捉えて情報収集に努め、特命チームを中心として医師確保に全力を注いでまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、②医療設備の使用状況はどうなっているか、についてお答えいたします。

鳥海診療所では、全身用CTスキャナー、X線レントゲン、電子内視鏡を設置しております。平成24年度におけるこれらの機器の利用状況は、全身用CTスキャナー606人、X線レントゲン1,780人、電子内視鏡366人でありました。人口呼吸器は月単位でリースしており、その使用頻度につきましては年間延べ124台となり、多い月では13台、月平均10台の使用となっております。

次に、③医師や看護師の業務の軽減に努めるべきではないか、についてお答えいたします。

鳥海診療所の業務は、午前中を外来診療、午後を往診や定期訪問としております。鳥海診療所の1日平均外来患者数は約35人であり、内科疾患を主に外科や整形外科的な疾患を持つ患者の診察に当たり、午後は特別養護老人ホームでの週2日、1日当たり50人程度の回診、在宅の療養者へ週数回、合わせて10人程度の往診を行っております。加えて入院患者を診察しており、1人の医師が限られた時間の中、大変厳しい状況で毎日の業務に当たっているものと認識しております。

また、鳥海診療所における入院患者の半数以上が重篤な状況であることを考えますと、正規のシフトで勤務しているとはいえ、看護師の勤務は、精神的・肉体的負担が大きいものと推察しております。

今後は、後任医師確保のためにも無床化を進め、医師や職員の負担軽減を図ってまいります。

次に、④診療所は地域医療連携としての役割分担に努めるべきではないか、についてお答えいたします。

本来、診療所の役割は、1次医療を担い、日常的な病気の診療や健康管理などの相談を中心に、地域のかかりつけ医として、患者の病状に合わせて適切な中核病院を紹介することであると考えております。本市におきましても、市内の2次医療を担う中核病院と連携を図りながら、地域住民の身近なかかりつけ医としての役割を担う診療所であるべきと考えております。

次に、⑤医師確保の決意と今後の見通しはどうなっているか、についてお答えいたします。

市民が安心して暮らせる地域医療を守るためには、医師確保が必須であります。そのため私が先頭に立ち、市全体で医師の確保を最重要課題として全力で取り組んでいるところであります。

これまでも、各関係機関との連携や紹介依頼、医療専門誌や市のホームページを通じた全国的な募集活動の展開、さらには本市にゆかりのある人脈を頼りにしながら、御紹介いただいた医師とは私が直接面談しお願いしてきたところであります。

私の強い思いは、鳥海診療所を含めた地域医療を守ることであり、医師の確保が喫緊の課題と考えております。そのため、医師確保対策を補強し、さらなる推進を図ることが必要と考え、9月1日には部長級の医師確保対策監を任命し特命チームを立ち上げ、さらに地域住民から御理解いただけるように丁寧に説明してまいります。

また、ふるさと応援大使を初め、あらゆる人的ネットワークを活用しながら情報収集に努め、一層強力に業務を進めてまいりますので、議員を初め市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、2、鳥海山の保護と活用についての（1）祓川山荘の活用についてお答えいたします。

地域のシンボルである鳥海山を核とする滞在型の観光を推進するためには、祓川周辺の整備が最も重要な課題であると考え、昨年12月に、老朽化している祓川山荘の改修について、私が直接知事に要望を行ったところであります。改修に当たっては、登山客のみならず、山荘周辺の湿原などを訪れる観光客も利用できるよう、食事提供機能や休憩室のスペース拡充、トイレの改修、シャワー設備の設置などを要望しておりましたが、今年度中に要望内容を盛り込んだ実施設計に着手する予定となっております。

なお、食事の提供については、自然公園法の規制で祓川山荘での営業行為ができないため、県の改修計画には盛り込まれておりません。従来、祓川山荘周辺の食事提供については、山荘に隣接した個人が運営する旭荘という民間の施設が、平成22年まで食堂や売店として営業をしておりましたが、経営者が高齢となったことや、震災により利用者が減少したことを機に、23年度からは休業しております。この旭荘を祓川山荘の食事提供機能の補完として活用できないか、現在検討しているところであります。

次に、祓川山荘の管理であります。県自然保護課から市が指定管理者として指定を受け、花立地区の他の観光施設と一体的に管理を行っております。24時間体制となる祓

川山荘の管理人業務に固定の管理人を常駐させることは、人材確保の面や勤務体制の問題もあり現状では困難なことから、臨時職員7名による輪番制で業務に当たっておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、管理人は祓川山荘の施設管理のみならず、観光客に対する鳥海山周辺の案内や、登山客の危機管理に関することでも重要な業務であることから、今後とも管理人の教育や研修を行い、利用者サービスの向上に努めてまいります。

次に、（２）登山道整備はどうなっているのか、についてお答えいたします。

登山道における案内標識の整備に関する御質問ですが、遊佐町、にかほ市との合同の点検登山のほかに登山者からの情報などにより、祓川山荘の管理人が随時現場を点検、確認し、登山道の整備や案内看板の補修などを行っております。また簡易の休憩場所については県と協議し、7合目御田付近に丸太を設置する方向で検討してまいります。

次に、（３）七ツ釜避難小屋の建てかえを考えるべきではないか、についてお答えいたします。

矢島口登山道にある七ツ釜避難小屋は平成3年に県が設置したもので、6坪余りの木造の建物の周りを石積みで囲った構造であります。

既存の建物にトイレを増設することは構造上や面積的にも困難なことから、設置場所の検討を含めてトイレ付きの避難小屋の建てかえについて、地元山岳会などの意見を伺いながら設置者である県の自然保護課に対して要望してまいります。

次に、（４）市道・林道等の整備についてお答えいたします。

祓川に至る市道については国定公園内を通っているため、開発の制限などから屈曲した狭隘部の改良が進んでいないのが現状であります。

そこで、平成24年第3回定例会において、矢島地域協議会まちづくり検討会から提言されている改良計画5カ所の優先箇所を、産業経済・建設常任委員会合同で現地調査もされているところであります。そうしたことから、来年度より関係機関と協議を重ね、年次計画で整備を図ってまいりたいと存じます。

次に、林道の整備についてお答えいたします。

通行どめとなっております手代橋付近は、由利森林管理署が管理している国有林道であり、署に確認しましたところ、現在通行どめをしている手代橋から約3キロ先で、署発注の伐採作業を実施しており、丸太の搬出を行うため仮設路を建設中であります。

林道決壊に伴い橋の橋脚部も被災しており、安全性が確保されないことから、一般車両については通行どめの措置を講じております。

今後の予定としては、来年度の予算の確保ができれば、手代橋のかけかえ工事に着手し、同時に迂回路を整備して、平成26年8月末をめどに一般車両を通行可能な状態にしたいとのことであります。市といたしましては、早期に通行どめが解除できるよう由利森林管理署に働きかけてまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、鳥海山百宅口登山道にある大清水避難小屋の改修については、施設の設置者である県が既存の休憩所を取り壊し、避難小屋に休憩所の機能もあわせ持つ内容の改修事業を計画しております。今年度実施設計を行い、来年度工事に着手し完成の予定と伺っております。

次に、（５）遭難対策についてお答えいたします。

ことしの1月に発生しました鳥海山スノーモービル愛好者グループの遭難事案では、遭難救助活動にスノーモービルが機動力を発揮したところでありましたが、冬山での遭難救助は過酷な気象条件のもと危険が伴うことから、スノーモービルによる救助のほか、雪上車による人員や機材の輸送も重要と考えております。

鳥海総合支所産業課で所管している雪上車は、冬山遭難対策として配備されていますが、そのほか旧鳥海町においては源泉調査や観光に利用されておりました。なお、この雪上車の更新につきましては、購入から22年が経過していることから老朽化が著しく、修繕等に係る維持費もかさんでいます。遭難救助のほか火山観測等には欠かせない特殊車両でありますので、更新について検討してまいります。

また、捜索時における本市の消防団員に対する費用弁償については、火災や災害、訓練等の職務に従事した場合と同様、条例により1回につき2,500円と定められております。他の自治体では、出動区分により費用弁償の額を定めている例もありますので、今後、消防団員の意見も聞きながら、関係部署と前向きに検討してまいります。

次に、(6)鳥海山噴火対策についてお答えいたします。

本市では、本年4月に全戸配付いたしましたわが家の防災マニュアルに、火山現象に関する知識や避難時の備え、さらには火山噴火災害予測マップを盛り込み、鳥海山の噴火災害への啓発を行っております。

鳥海山は、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として、火山噴火予知連絡会により47火山の一つに選定されており、気象庁が24時間体制で監視を行っております。

現時点の鳥海山は、噴気などの表面現象、火山性地震の発生状況に変化はなく、静穏状態となっております。また鳥海山に関する緊急砂防計画につきましては、国土交通省が主催する鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会で検討が行われております。

私も、昨年9月に山形県遊佐町で開催された第2回の検討会に出席し、実際にヘリコプターに搭乗して、上空から地形や過去の噴火による溶岩流の痕跡等を確認してまいりました。この中で現段階の想定では、噴石や降灰など居住地域への直接的な被害は、比較的軽微であろうとの所見を伺ってきたところであります。

いずれにいたしましても、今後、各機関の検討結果を平成26年度に改定する予定の地域防災計画に反映させるとともに、噴火に備えた防災体制を着実に進め、火山に対する意識啓発を行ってまいります。

以上であります。

○議長（渡部功君） 26番佐藤譲司君、再質問ありませんか。26番佐藤譲司君。

○26番（佐藤譲司君） どの項目に対しても大変丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。特に大項目1の由利本荘市の地域医療につきましては、特命チームを中心にして早期に医師確保できますように重ねてお願いします。

その次の大項目2の鳥海山の保護等に関しましても前向きな検討をしていただき、ぜひ早期に事業着手できますようお願いしまして私の質問を終わります。

○議長（渡部功君） 以上で、26番佐藤譲司君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（渡部功君） 日程第２、提出議案に対する質疑を行います。

この際、認定第１号から認定第18号まで並びに議案第147号から議案第153号まで、議案第156号及び議案第158号から議案第171号までの計40件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（渡部功君） 日程第３、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第172号及び議案第173号の２件を一括上程し、市長の説明を求めます。
長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日追加提出いたします案件は、条例関係１件、補正予算１件の計２件であります。

初めに、議案第172号企業支援貸工場条例の一部を改正する条例案についてですが、これは技研テクノロジー株式会社の土地と建物を貸し工場として追加するに当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第173号一般会計補正予算（第11号）についてであります。

補正の内容といたしましては、総務費では地域貢献活動支援基金を活用したともしび元気プログラム事業の審査会に係る費用の追加、衛生費では鳥海診療所の医師確保対策に係る事務費や、風疹及びロタウイルス予防接種費用の追加、農林水産業費では８月20日の豪雨に伴う農地等単独災害復旧補助金及び治山事業費の追加、商工費では技研テクノロジー株式会社跡地のインフラ整備に係る費用及び鳥海荘の空調設備改修工事費の追加、消防費では被災地交流支援事業に対する補助金の追加、災害復旧費では８月23日の豪雨に伴う河川及び道路の公共土木施設災害復旧事業費を追加しようとするものであります。

これらの財源としては、県支出金、繰入金及び繰越金を充てるもので、5,394万6,000円を追加し、補正後の予算総額を497億8,335万6,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、補正予算概要を御参考くださるようお願いいたします。

以上が、本定例会に追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡部功君） これにて、追加提出議案の説明を終わります。

この際、本日追加提出されました議案第172号及び議案第173号の２件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前１０時３６分 休 憩

.....
午前１０時３７分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第172号及び議案第173号の２件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（渡部功君） 日程第４、決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任の件を議題といたします。

この際お諮りいたします。

認定第１号から認定第18号までの18件については、決算審査特別委員会を設置し審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、認定第１号から認定第18号までの18件については、決算審査特別委員会を設置し審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、議長、議会選出監査委員を除く27名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました27名を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、特別委員会を本日、本会議終了後、直ちに正庁に招集いたします。

○議長（渡部功君） 日程第５、提出議案及び陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

○議長（渡部功君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明７日、８日は休日のため休会、９日は議案調査のため休会、10日から13日は各常任委員会、決算審査特別委員会による議案審査、14日から16日までは休日のため休会、17日は決算審査特別委員会主査会議、18日は事務整理のため休会、19日は決算審査特別委員会、20日は事務整理のため休会、21日から23日までは休日のため休会、24日は事務整理のため休会、25日本会議を再開し、各委員会の審査報告、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は24日正午まで議会事務局へ提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮を

お願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前 10 時 41 分 散 会